二、仮処分が一年余問続き被申立人が
理由
川村一川の営業権問題が仮処分の判断に
なる多くの事実を仮処分の審
が川村の過去一ケ年間仮処分の為めに一事
も行動を許さなかつた事と
する為の如き事実の表現は違いがあしては川
村の陳述書に批難する事に御座いみ
つて此処御相手側が八年と御座する事と時
間を著しく云う事実無き事
二、御同意会
三、御同意会
四、
以上御陳述申上ます
七十三ー三